

国内産農産物の銘柄設定等申請に係る意見聴取会議事録（奈良県）

1 開催日時：令和7年12月4日（木） 13：30～14：30

2 開催場所：近畿農政局奈良県拠点 3階会議室

3 出席者：

（行政機関）

奈良県食農部豊かな食と農の振興課 主査 今村 剛士

奈良県食農部豊かな食と農の振興課 主事 岸 美月

（学識経験者）

奈良県農業研究開発センター 総括研究員 小林 幹生

（関係機関）

奈良県米麦改良協会 事務局長 土谷 直章

（奈良県農業協同組合営農販売部）

（登録検査機関）

奈良第一食糧株式会社 代表取締役社長 小泉 茂

奈良第一食糧株式会社 取締役 事業部長 三宅 輝彦

（申請者）

奈良県農業協同組合営農販売部米穀畜産課 課長 大石 薫

奈良県農業協同組合営農販売部米穀畜産課 課長補佐 野上 豊誠

（近畿農政局）

奈良県拠点 総括農政業務管理官 笹木 稔

生産部生産振興課 課長補佐 浦田 和浩

生産部生産振興課 検査技術指導官 林 知巳

4 議事

【開会】

司会（近畿農政局）

定刻となりましたので、「国内産農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。本日の司会を務めます近畿農政局生産振興課の浦田です。よろしくお願いいたします。

さて、当意見聴取会にはマニュアルの規定により、「有識者等の同意により、申請者を同席させることができる。」とあることから、本日、申請者の方にもご出席をいただいておりますことをご了承願います。

また、本日いただきましたご意見については、議事録を作成する必要があることから、ご発言はすべて録音させていただきますので、併せてご了承ください。

なお、今回の意見聴取に係る一般からの意見はありませんでした。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきますと思います。

議事次第2の開会の挨拶を近畿農政局奈良県拠点笹木総括農政業務管理官からさせていただきます

ます。

よろしく申し上げます。

【近畿農政局 挨拶】

(省略)

司会

まず、配布資料の確認をお願いします。

議事次第、出席者名簿、資料1(銘柄設定等申請書の写し)、参考資料1、参考資料2及び参考資料3を配付しております。よろしいでしょうか。

次に、本日の議事進行及び注意事項についてご説明します。お手元の議事次第をご覧ください。議事次第3の「銘柄設定等申請手続及び申請状況について」は、このあとこちらから説明します。続いて、議事次第4の「銘柄設定等の申請内容に関する説明、意見聴取」では、本日は、銘柄の設定として、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「きぬむすめ」と「にじのきらめき」の2品種の設定申請がありました。

水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「きぬむすめ」と「にじのきらめき」の申請者から申請理由、生産状況、品種の特性等のご説明をいただきます。

そのあと「銘柄鑑定に関する報告書」の説明を、検査実施予定登録検査機関の奈良県農業協同組合の農産物検査担当者様からお願いいたします。

その後みなさまに、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「きぬむすめ」と「にじのきらめき」のサンプルを実際に見ていただき、品種特性により銘柄鑑定が可能であるか判断していただきます。

次に一括して申請者に対するご質問をお受けしたあと、「意見聴取」で申請内容について、「きぬむすめ」、「にじのきらめき」の銘柄設定の適否等に関してご意見をいただきたいと思えます。

以上のように全ての「申請内容に関する説明」から「意見聴取」が終わった後、一括して議事次第5でこちらから総括的な「意見のとりまとめ」をさせていただきます、15時00分を目処に終了したいと思います。

なお、意見については、銘柄設定の関連意見について何うこととし、銘柄設定以外について特にあれば、意見聴取会終了後にお聞きすることとしますので、よろしく申し上げます。

また、本日配布しました資料のうち、資料1「銘柄設定等申請書の写し」については、聴取会終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議事次第3の「銘柄設定等申請手続及び申請状況等について」、近畿農政局生産振興課の林検査技術指導官から説明いたします。

【銘柄設定等申請手続及び申請状況等説明】

近畿農政局

議事次第3の「銘柄設定などの申請手続きと申請状況」についてご説明します。

近畿農政局では、令和8年産の銘柄設定などの手続きについて、9月1日にホームページで案内を出しまして、令和7年10月1日から31日までの間で申請の受付を行いました。

その結果、奈良県からは、「奈良県農業協同組合」様より、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「きぬむすめ」と「にじのきらめき」について、産地品種銘柄の選択銘柄として申請があり

ました。

本日の意見聴取の結果については、令和8年1月10日までに、近畿農政局長から農林水産省の農産局長へ報告する予定です。

その後、農産局長がこの報告をもとに、銘柄の設定や廃止の要件に照らして必要があると判断した場合には、農林水産大臣が農産物規格規程の改正手続きを令和8年3月末までに行うこととなります。

そして、農産局長から一部改正の通知が出されましたら、近畿農政局長から申請者の方へ結果をお知らせし、関係機関にも農産物規格規程の改正について通知する流れです。

このように手続きが進められますと、令和8年産から申請された産地品種銘柄の検査が可能になります。

なお、申請者の皆さまには、銘柄に設定されたという通知が届きましたら、マニュアルに従って、登録検査機関への配布用などとして、サンプルを2kg程度、速やかに近畿農政局へご提出いただきますようお願いいたします。

以上です。

【銘柄設定の申請について】

司会

それでは、申請内容の説明をお願いしますが、申請者は要点を絞って簡潔にお願いします。

「きぬむすめ」を設定申請されました奈良県農業協同組合様から、資料1の「銘柄の設定等申請書」に基づき、申請品種の概要説明をお願いします。

そのあと「銘柄鑑定に関する報告書」を提出いただいた「奈良県農業協同組合」の農産物検査担当者様から説明をお願いします。

それでは「奈良県農業協同組合」様よろしく申し上げます。

【「きぬむすめ」の申請内容説明】

申請者：奈良県農業協同組合

奈良県農業協同組合の野上と申します。よろしく願いいたします。

申請を行う内容は、銘柄の設定でございます。銘柄の区分は、産地品種銘柄でございます。農産物の種類は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米。産地は、奈良県でございます。品種名は、「きぬむすめ」でございます。必須・選択の区分は、選択銘柄でございます。

申請する理由は、近年、本県で栽培されている品種の登熟時期（8月、9月）の気温が、上昇傾向にあり、令和6年産では高温により1等比率が大幅に低下した。この事から、近年の気温上昇に対応し、県内に適した高温耐性品種を検討、導入、普及を図る事で奈良県産米の品質を確保し、生産者の所得向上に繋がりたいと思います。

とりわけ、平坦地域の主要品種である「ヒノヒカリ」において高温障害が発生し、収量及び品質低下がみられるなか、「きぬむすめ」は近隣産地の京都府、大阪府、兵庫県等においても産地品種銘柄として設定されており、本県においても優位性があるものと考えられるためでございます。

生産状況は、令和5年産では、作付面積が0.4ha、検査実績が1.3トン、令和6年産では、作付面積が2.8ha、検査実績が10トン、令和7年産では、作付面積が4.3ha、検査実績が17.2トン、令和8年産では、作付面積が21.5ha、検査実績が86トンでございます。

検査を行う予定の登録検査機関名は、奈良第一食糧株式会社様と奈良県農業協同組合でございます。

品種の特性等でございますが、奈良県での農産物の特性及び生育の特性ということで、ヒノヒカリと比較し、玄米整粒割合は高い。同産地作付ヒノヒカリで、整粒歩合 52%、きぬむすめでは 71%となっています。出穂期はヒノヒカリより 5 日程度早い。8 月 17 日頃でした。成熟期調査では、稈長は 90 cm、ヒノヒカリで 84 cm、穂長は 18.3 cm、ヒノヒカリで 16.5 cm、穂数は 344 本、ヒノヒカリで 396 本となっています。

粒形は、中粒で腹部・背部ともなだらかに丸い楕円形でございます。色沢は、良。薄い飴色でございます。皮部の厚薄は、皮部は薄い。縦溝の深浅は、縦溝はやや深い。胚の大小及び胚の形は、胚は大きく、えぐれはやや深い。千粒重は、26.8 g。心白、腹白、乳白、背白、基部未熟の発現程度は、腹白・背白、基部等の未熟粒の発生は少ないが、乳白は少々見受けられる。その他、現在、高温障害の影響は比較的に見受けられません。

来歴は、1991 年に九州農業試験場(現在の九州沖縄農業研究センター)において、「キヌヒカリ」を母、「愛知 92 号(祭り晴)」を父として人工交配により育成されました。

種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況については、種子の購入については、品種登録出願を行った九州沖縄農業研究センターに対して、当該出願品種の利用に係る契約を締結し、出願者から原種苗の提供を受けて種子生産を行う奈良県米麦改良協会から購入するため、育成者権の侵害を及ぼさない。ということでございます。その他特記事項はございません。以上でございます。

司会

続きまして、「奈良県農業協同組合」様よろしく申し上げます。

検査を行う予定の登録検査機関：奈良県農業協同組合

銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書でございます。奈良県農業協同組合が申請する農産物について、当登録検査機関が検査を行う予定としており、申請において必要な品種鑑定上の特徴について、整理しましたので、ご報告します。

銘柄の区分は、産地品種銘柄でございます。農産物の種類は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米。産地は、奈良県。品種名は「きぬむすめ」。必須・選択の区分は、選択銘柄でございます。産地で栽培された品種に係る品種鑑定上の特徴は、「きぬむすめ」と他の主要品種「ヒノヒカリ」と比較しております。

粒形は、「きぬむすめ」は、中粒で腹部・背部ともなだらかに丸い楕円形。「ヒノヒカリ」は、中粒で腹部・背部ともやや直線的。基部は角張っている。色沢は、「きぬむすめ」は良。薄い飴色。「ヒノヒカリ」は良。濃い飴色でございます。皮部の厚薄は、「きぬむすめ」は、皮部は薄い。「ヒノヒカリ」は、皮部は薄い。縦溝の深浅は、「きぬむすめ」は、縦溝はやや深い。「ヒノヒカリ」も縦溝はやや深い。胚の大小及び胚の形は、「きぬむすめ」は、胚は大きく、えぐれはやや深い。「ヒノヒカリ」は、胚の大きさは中程度で、えぐれはやや深い。千粒重は、「きぬむすめ」は 26.8 g。「ヒノヒカリ」は、25.2 g。心白、腹白、乳白、背白、基部未熟の発現程度は、「きぬむすめ」は、腹白・背白、基部等の未熟粒の発生は少ないが、乳白は少々見受けられる。「ヒノヒカリ」は、腹白・背白、基部等の未熟の発生が多い。その他 「きぬむすめ」は、

現在、高温障害の影響は比較的に見受けられない。「ヒノヒカリ」は、高温障害の影響があります。以上でございます。

司会

ありがとうございました。

続きまして、「にじのきらめき」を設定申請されました「奈良県農業協同組合」様から、資料 1 の「銘柄の設定等申請書」に基づき、申請品種の概要説明をお願いします。

そのあと「銘柄鑑定に関する報告書」を提出いただいた同じく「奈良県農業協同組合」の農産物検査担当者様から説明をお願いします。

それでは「奈良県農業協同組合」様よろしく申し上げます。

【「にじのきらめき」の申請内容説明】

申請者：奈良県農業協同組合

続きまして、「にじのきらめき」の設定申請でございます。申請を行う内容は、銘柄の設定。銘柄の区分は、産地品種銘柄。農産物の種類は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米。産地は、奈良県。品種名は、「にじのきらめき」でございます。必須・選択の区分は、選択銘柄でございます。申請する理由は、近年、本県で栽培されている品種の登熟時期（8月、9月）の気温が、上昇傾向にあり、令和6年産では高温により1等比率が大幅に低下した。この事から、近年の気温上昇に対応し、県内に適した高温耐性品種を検討、導入、普及を図る事で奈良県産米の品質を確保し、生産者の所得向上に繋がりたいと思います。昨今における気温上昇傾向のなか、山間部で作付けされている早生品種（ひとめぼれ）にも高温障害発生兆候がある。この為、高温耐性と耐倒伏性に優れた品種である「にじのきらめき」を産地品種銘柄に設定し、山間部他全域において普及を図る。

生産状況は、令和6年産では、作付面積が5.0ha、検査実績が16.89トン、令和7年産では、作付面積が6.0ha、検査実績が27トン、令和8年産では、作付面積が20ha、検査実績が90トンでございます。

検査を行う予定の登録検査機関名は、奈良第一食糧株式会社様と奈良県農業協同組合でございます。

品種の特性等でございますが、奈良県での農産物の特性及び生育の特性ということで、出穂期はひとめぼれと比較し、3日程度遅い。成熟期調査では、稈長74cm、ひとめぼれが90cm、穂長22.2cm、ひとめぼれが21.5cm、穂数388本、ひとめぼれが449本となっています。ひとめぼれと比較し、玄米整粒割合は高い。ひとめぼれの整粒割合は69%、にじのきらめきは77%。食味値はひとめぼれと比較し、若干優れる。

玄米の粒形は、中粒で頂部は直線的、基部は丸みを帯びる。色沢は、良。濃い飴色。皮部の厚薄は、やや厚い。縦溝の深浅は、深い。胚の大小及び胚の形は、胚の大きさは中程度で、えぐれは浅い。千粒重は、24.4g。心白・腹白、基部、乳白、背白、基部未熟の発現程度は、若干、心白有り。その他、高温障害の影響はほぼ見受けられない。

来歴は、多収で高温耐性が優れる「西南136号」（のちの「なつほのか」）を母に、縞葉枯抵抗性を有する「北陸223号」を父とし、平成21年夏に農研機構中央農研センター北陸拠点（新潟県上越市）において交配した後代から系統育種法により育成された。

種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況については、種子の購入については、品種登録出願を行った農研機構中央農研センターに対して、当該出願品種の利用に係る契約を締結し、出願者から原種苗の提供を受けて種子生産を行う奈良県米麦改良協会から購入するため、育成者権の侵害を及ぼさない。

その他、特記事項はありません。

司会

続きまして、「奈良県農業協同組合」様よろしく申し上げます。

検査を行う予定の登録検査機関：奈良県農業協同組合

銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書でございます。奈良県農業協同組合が申請する農産物について、当登録検査機関が検査を行う予定としており、申請において必要な品種鑑定上の特徴について、整理しましたので、ご報告します。

銘柄の区分は、産地品種銘柄でございます。農産物の種類は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米。産地は、奈良県。品種名は「にじのきらめき」。必須・選択の区分は、選択銘柄でございます。産地で栽培された品種に係る品種鑑定上の特徴は、「にじのきらめき」と他の主要品種「ひとめぼれ」と比較しております。

粒形は、「にじのきらめき」は、中粒で頂部は直線的、基部は丸みを帯びる。「ひとめぼれ」は、中粒で頂部、基部とも丸みを帯びる。色沢は、「にじのきらめき」は良。濃い飴色。「ひとめぼれ」は良。中飴色でございます。皮部の厚薄は、「にじのきらめき」は、やや厚い。「ひとめぼれ」は、やや厚い。縦溝の深浅は、「にじのきらめき」は、深い。「ひとめぼれ」は、やや深い。胚の大小及び胚の形は、「にじのきらめき」は、胚の大きさは中程度で、えぐれは浅い。「ひとめぼれ」は、胚の大きさは中程度で、えぐれは、中程度。千粒重は、「にじのきらめき」は 24.4 g。「ひとめぼれ」は、22.4 g。心白、腹白、乳白、背白、基部未熟の発現程度は、「にじのきらめき」は、若干、心白有り。「ひとめぼれ」は、乳白、基部未熟が見受けられる。その他 「にじのきらめき」は、高温障害の影響はほぼ見受けられない。「ひとめぼれ」は、中生品種程では無いが、高温障害が若干見受けられます。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。

これより、設定申請のあった「きぬむすめ」、「にじのきらめき」に係る展示サンプルの確認をお願いします。

確認に当たっては、それぞれの申請書様式第 1-1 号の 10 の「品種の特性」及び様式第 1-4 号をご参照いただきながらご確認願います。

なお、時間は概ね 10 分程度を目途に行ってください。よろしく申し上げます。

司会

それでは、さきほど申請内容の説明があり、またサンプルをご覧いただきましたが、どの部分からでも結構ですので、関係機関のみなさまから申請者に対しまして、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

なお、質問者は所属、氏名と「きぬむすめ」、「にじのきらめき」どちらの品種への質問か述

べられたうえ、簡潔にお願いします。

ご質問はありませんか。

無いようですので、次に進めたいと思います。

【銘柄設定に対する意見聴取】

司会

それでは、意見聴取に移りたいと思います。

行政機関にあつては生産振興面から、試験研究機関は良品質米の普及と栽培技術面から、生産者団体は団体で進めている農業対策及び生産販売面から、登録検査機関は農産物検査実務面から、実需者様は加工適正及び消費者ニーズ等の観点からご意見をいただければ幸いです。

それでは、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「きぬむすめ」、「にじのきらめき」の意見聴取を行います。

発言の方法につきましては、最初に申請に対する是非を述べ、その後に理由を述べる方式で発言をお願いします。

意見がなければこちらの方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

「きぬむすめ」の銘柄鑑定の可否について、お手元の様式第1－4号に基づき、銘柄鑑定が可能か、7年産での検査の概況、検査等級は1等～3等に格付けされるものであったか、お伺いします。

「奈良県農業協同組合」様は、銘柄鑑定が可能ということですが、改めて可能か、等級の格付けについてもお伺いします。

登録検査機関：奈良県農業協同組合

銘柄鑑定については、他の品種と比較しても鑑定できます。品位についても1等から3等まで格付け可能です。

司会

ありがとうございます。次に登録検査機関にもお聞きします。

「奈良第一食糧株式会社」様いかがでしょうか。

登録検査機関：奈良第一食糧株式会社

私どもは「きぬむすめ」を重点的に見てまいりましたが、非常にわかりやすい米であると申し上げることができます。どういうことかと申しますと、昨日、午後から半日かけて整粒のみで「ヒノヒカリ」と見比べてみました。その結果、米の丸み、そして下の部分がちょうど卵のような形になっているのが「きぬむすめ」でございます。一方、「ヒノヒカリ」につきましては、後ろの方が直線的に切れており、さらに下の部分も直線的に切れているところが違いであると考えます。現在、私ども検査員は4名おりますが、それに加えまして近畿食糧様、南都食糧様とともに、5月から9月まで月1回鑑定練習を行い、最後に試験を実施しております。

以上の取り組みにより、銘柄鑑定は可能でございます。

司会

ありがとうございます。各機関、銘柄鑑定、品位規格の適用も可能であると判断されていますので、次に進みます。生産振興面からご意見を伺います。「奈良県」様何かございますか。

行政機関：奈良県

奈良県食農部豊かな食と農の振興課の今村でございます。
高温耐性品種を求める生産者がおられるということは把握しております。今回、申請いただいた2品種は適したものと考えております。

司会

ありがとうございます。「奈良県農業協同組合」様にお聞きします。種子は、奈良県米麦改良協会から購入されるということですが、供給は可能ということによろしかったでしょうか。また、具体的な栽培地は主にどの辺りでしょうか。

申請者：奈良県農業協同組合

栽培地については、これから検討します。種子の供給は可能です。

司会

ありがとうございます。生産振興面では、特に問題がないので、次に進みます。

良品米生産普及、栽培技術面から「奈良県農業研究開発センター」様ご意見ございますか。

学識経験者：奈良県農業研究開発センター

奈良県農業研究開発センターの小林です。

いくつか注意点がございますので、配布させていただいた資料に基づいて説明させていただきます。

「きぬむすめ」については、比較対象が「ヒノヒカリ」と想定されますが、「ヒノヒカリ」と比べますと、出穂期が4日から1週間ほど早く、成熟期も同様に4日から1週間ほど早いという特徴があります。暑い盛りでの成熟となりますので、「きぬむすめ」自体は高温にやや強いと言われておりますが、あまり早く植えますと、暑い盛りに開花し、高温の影響をもろに受けることとなります。そのため、ヒノヒカリよりも高温障害を受けやすくなる点が弱点であり、注意が必要です。したがって、あまり早植えせず、どちらかという遅植えに努めていただきたいと思いますと考えております。

稈長につきましては、「ヒノヒカリ」と同等か、やや短い程度です。肥料を過剰に施すと稈が伸びすぎて倒伏する恐れがあります。

また、収量はやや多い品種ですが、肥料を多く施して草丈を伸ばし、収量を増やす栽培には向かないと考えられますので、肥培管理は「ヒノヒカリ」と同程度で進めていただくのがよいと思います。

私の資料では、現地栽培で二等、センターでは三等という結果が出ておりますが、それでも「ヒノヒカリ」よりは良い評価です。ただし、抜群に高温に強い品種というわけではありませんので、他の技術と組み合わせて白未熟粒が発生しないよう努めていただくことが重要です。そのためには、生育後半に肥料切れや水切れを起こさないこと、過度に早く生育を進めて早期出穂させないこと、無理に収量を増やすと登熟が悪くなるため、欲張った栽培を避けることが大切です。

病害虫については、現在のところ特に目立った報告はありませんので、「ヒノヒカリ」に準じた防除で対応していただいで問題ないと考えております。

司会

ありがとうございました。「奈良県農業協同組合」様にお聞きします。令和7産の単収は、どれぐらいでしたでしょうか。

申請者：奈良県農業協同組合

平均 300 kg程度です。奈良県農協に出荷された数量と聞取りした面積から算出した数量であり、実際はそれ以上取れていると聞いております。

司会

ありがとうございました。栽培技術面では、特に問題がないので、次に進みます。

生産販売、流通及び実需者ニーズの観点で「奈良第一食糧株式会社」ご意見ございますか。

登録検査機関：奈良第一食糧株式会社

御の立場から発言させていただきます。

「きぬむすめ」については、炊飯時の白さと光沢が優れており、粒もしっかりしていて食感が特徴であるため、家庭用・業務用の双方に適していると考えております。

近年の高温化に対しても高温耐性があり、西日本各地で産地品種銘柄に設定されております。奈良県の気候や土壌条件にも適しており、安定した生産が可能であると考えております。

現在主力である「ヒノヒカリ」に代わるブランド米として、県産米の差別化と需要拡大に貢献できる品種であると考えております。

少し補足させていただきます。

現在、「ヒノヒカリ」が作付けの大半を占めておりますが、奈良県に導入されてから 20 年という年月を経て、主力品種として扱ってまいりました。そのような状況の中で、私どもの販売店様からも「全国的には新しい品種も出ているので、奈良県もそろそろ考えた方がよいのではないか」という声が聞こえるようになってきております。これは言われるまでもなく、私どもも同様に感じております。

そのため、実需者のニーズに合う品種として「きぬむすめ」を選定し、導入を進めることといたしました。

司会

ありがとうございました。

生産販売、流通及び実需者ニーズの観点で何かご意見ございますか。

関係機関：奈良県農業協同組合

小泉社長がおっしゃっているように、「ヒノヒカリ」は令和 4 年に奈良県の奨励品種となっており、平坦部の大部分で栽培されております。「ヒノヒカリ」は令和 6 年産、7 年産と高温障害の影響を受けておりますので、「ヒノヒカリ」よりも高温に対応できると考えられる「きぬむすめ」の申請をいたしました。販売面につきましても、「ヒノヒカリ」並みの価格がつくように、生産面では農業所得につながるような形にしていければと考えております。

司会

ありがとうございました。

生産販売、流通及び実需者ニーズの観点では、特に問題がないので、次に進みます。

続きまして、「にじのきらめき」意見聴取を行います。

「にじのきらめき」の銘柄鑑定の可否について、お手元の様式第 1 - 4 号に基づき、銘柄鑑定が可能か、7 年産での検査の概況、検査等級は 1 等～ 3 等に格付けされるものであったか、お伺いします。

「奈良県農業協同組合」様は、銘柄鑑定が可能ということですが、改めて可能か、等級の格付けについてもお伺いします。

登録検査機関：奈良県農業協同組合

銘柄鑑定については、他の品種と比較しても鑑定できます。品位についても1等から3等まで格付け可能です。

司会

ありがとうございます。次に登録検査機関にもお聞きします。

「奈良第一食糧株式会社」様いかがでしょうか。

登録検査機関：奈良第一食糧株式会社

私どももそれで結構です。

司会

ありがとうございます。各機関、銘柄鑑定、品位規格の適用も可能であると判断されていますので、次に進みます。生産振興面からご意見を伺います。「奈良県」様何かございますか。

行政機関：奈良県

こちら高温耐性品種が求められているということですので、異論はございません。今後の生産や販売の推移を注視していきたいと考えております。

司会

ありがとうございます。「奈良県農業協同組合」様にお聞きします。種子は、奈良県米麦改良協会から購入されるということですが、供給は可能ということでしょうか。また、具体的な栽培地は主にどの辺りでしょうか。

申請者：奈良県農業協同組合

種子の供給は可能です。栽培地はこれから検討することになります。

司会

ありがとうございます。生産振興面では、特に問題がないので、次に進みます。

良品米生産普及、栽培技術面から「奈良県農業研究開発センター」様ご意見ございますか。

学識経験者：奈良県農業研究開発センター

まず、栽培の時期につきましては、出穂期は「ひとめぼれ」と比較すると、センターでの試験結果では2日ほど遅い傾向があります。成熟期についても、1週間ほど遅いという結果が出ており、「ひとめぼれ」と比較しておりますが、イメージとしては「キヌヒカリ」や「コシヒカリ」と同じ時期にあたる品種になると考えております。「ひとめぼれ」と同じ時期に刈り取ってしまうと、未熟粒が増える恐れがありますので、成熟期をしっかりと見極めていただくことが重要です。稈長は非常に短く、倒伏の心配がほとんどないため、大変作りやすい品種であると考えます。また、収量も非常に多いと見込まれますので、皆様にご満足いただける品種になると思います。ただし、収量を確保するためには、コシヒカリのように肥料を控えたり、途中で肥料を切って穂肥を効かせるような栽培方法を行うと、「にじのきらめき」は十分に葉が伸びず、止め葉が伸びないことで登熟不良になる恐れがあります。肥培管理については、コシヒカリとは全く異なり、多めの肥培管理が必要となります。逆に、肥料をある程度施さないと「にじのきらめき」の特性が発揮されませんので、肥培管理の指導は改めて徹底していく必要があると考えます。

食味値については、「ひとめぼれ」と同等か、それ以上になる見込みです。ただし、多肥栽培や多収を目指す場合は、バランスをうまく取ることが重要です。肥料が少なすぎるとごま葉枯れ病が発生し、減収につながる恐れがありますので、施肥管理については他の品種とはかなり異なるイメージで進めていただく必要があると考えております。

司会

ありがとうございます。「奈良県農業協同組合」様にお聞きします。令和7産の単収は、どれぐらいでしたでしょうか。

申請者：奈良県農業協同組合

600 kgを超えている状況です。

司会

ありがとうございます。栽培技術面では、特に問題がないので、次に進みます。

生産販売、実需者ニーズ等について、「奈良第一食糧株式会社」様ご意見ございますか。

登録検査機関：奈良第一食糧株式会社

先ほどの「きぬむすめ」とは異なり、これまでお話に出ておりますように、「にじのきらめき」は非常に収量性が高い品種です。食味を追求して良食味を目指す品種ではなく、収量性の高さによって生産者側に大きなメリットがある品種でございます。そのため、業務用向けに推進していく形で進めたいと考えております。

当社といたしましても、新しい品種ということで新商品になりますので、袋のデザインから作り替えていく必要がございます。その際には、奈良県をイメージしつつ、「にじのきらめき」という品種名にふさわしいデザインも含めて検討してまいります。また、皆様からご意見等がございましたら、お教えいただけますと幸いです。それが整いましたら、来年の10月頃から、量販店で販売してまいりたいと考えております。このように計画しております。

司会

ありがとうございます。

生産販売、実需者ニーズ等について、「奈良県農業協同組合」様ご意見ございますか。

申請者：奈良県農業協同組合

生産面につきましては、施肥管理について新たな開示が必要とのご意見をいただきましたので、その点を踏まえながら進めていただきたいと考えております。また、「にじのきらめき」につきましては、収量で収益を確保できる品種でございますので、その特徴を活かしながら試験を進めていきたいと考えております。

販売面につきましても、粒が大きいという特徴から、単一原料米として販売するよりも、業務用としての販売が適していると考えております。ただし、「にじのきらめき」という品種名をしっかりと打ち出しながら販売できれば良いと考えております。

司会

ありがとうございます。

生産販売、流通及び実需者ニーズの観点では、特に問題がないので、次に進みます。

全体を通じて、「奈良県米麦改良協会」様ご意見ございますか。

関係機関：奈良県米麦改良協会

「きぬむすめ」につきましては、ヒノヒカリよりも収量が多く取れる品種でございます。「にじのきらめき」につきましても、多収品種であり、量を確保できるという点で生産者の方にとって大きなメリットがございます。また、高温耐性についても、現在の品種より優れておりますので、推進すべき品種であると考えております。

司会

ありがとうございます。

以上お伺いしまして、特に問題はないとのことですが、全般を通じてご意見はございますか。

ご意見はないようですので、「きぬむすめ」と「にじのきらめき」の申請について、了承されるということによろしいですか。（一同異議なし）

司会

ありがとうございます。

【意見のとりまとめ】

司会

それでは、すべての議題についてご議論いただきましたので、議事次第5の「意見のとりまとめ」をさせていただきます。

ご出席の皆様より、水稻うるちもみおよび水稻うるち玄米の「きぬむすめ」、「にじのきらめき」に係る銘柄設定につきまして、生産、流通、検査等のそれぞれの立場からご意見をいただくとともに、銘柄設定の要件である

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 銘柄鑑定を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。

をご確認いただき、銘柄設定の要件を満たしていると判断できます。

本日の意見聴取の結果については、農林水産省農産局長に報告させていただきます。

また、議事録を作成するうえで本日も発言いただいたみなさまには、後日、発言内容の確認についてご協力をよろしく申し上げます。

本日の意見聴取会におきましては、多くの貴重なご意見をいただき、御礼を申し上げます。

司会

その他質問、意見等がありましたらお受けしますが、ございますか。

ないようなので次に進みます。

【閉会】

司会

みなさまのご協力によりスムーズな進行ができました。本日は大変ありがとうございました。

これもちまして国内産農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会いたします。

以上